

資料 2

4 新食第 1400 号
令和 4 年 9 月 20 日

日本農林規格調査会長 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

日本農林規格の改正について（諮問）

下記 1 から 9 に掲げる日本農林規格については改正を行う必要があることから、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第5条において準用する第3条第4項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記

【改正】

- 1 集成材の日本農林規格（平成19年9月25日農林水産省告示第1152号）
- 2 合板の日本農林規格（平成15年2月27日農林水産省告示第233号）
- 3 生産情報公表農産物の日本農林規格（平成17年6月30日農林水産省告示第1163号）
- 4 豆乳類の日本農林規格（昭和56年11月16日農林水産省告示第1800号）
- 5 農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格（平成14年7月24日農林水産省告示第1305号）
- 6 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格（昭和60年4月20日農林水産省告示第531号）
- 7 水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格（平成9年3月27日農林水産省告示第446号）
- 8 炭酸飲料の日本農林規格（昭和49年6月27日農林省告示第567号）
- 9 煮干魚類の日本農林規格（平成6年8月9日農林水産省告示第1132号）